姫路市放課後等デイサービス人材確保事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の放課後等デイサービス事業所への就職促進により放課後等デイサービスの提供に携わる人材の確保並びに職場定着及び離職防止を図るため、市内の新規放課後等デイサービス事業所に姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金(以下「一時金」という。)を給付する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - (1) 放課後等デイサービス 児童福祉法 (昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。
  - (2) 児童発達支援 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。
  - (3) 放課後等デイサービス事業所 放課後等デイサービスを実施する事業所をいう。
  - (4) 児童発達支援事業所 児童発達支援を実施する事業所をいう。
  - (5) 新規放課後等デイサービス事業所 令和6年4月1日から令和8年3月1日までの間に市内で新たに放課後等デイサービス事業所として開設し、法第21条の5の3第1項の規定により姫路市から指定を受けた者又は受ける見込みである者をいう。
  - (6) 児童発達支援管理責任者 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準」という。)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。
  - (7) 児童指導員 基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。
  - (8) 保育士 保育士登録(法第18条の18第1項の登録をいう。)を有する者をいう。

- (9) 常勤 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第2の2(1)に規定する勤務形態をいう。(交付対象者)
- 第3条 一時金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、新規放課 後等デイサービス事業所の設置者であって、次に掲げる要件の全てを満たす者(以 下「対象職員」という。)を雇用するものとする。
  - (1) 令和6年4月1日以後に新規放課後等デイサービス事業所に新たに専従する常勤の児童発達支援管理責任者又は常勤の児童指導員等として雇用されていること。
  - (2) 新規放課後等デイサービス事業所の設置者に直接雇用されていること。
  - (3) 新規放課後等デイサービス事業所に児童発達支援管理責任者又は児童指導員等として勤務を開始した日から過去1年以内において、当該新規放課後等デイサービス事業所以外の市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に、児童発達支援管理責任者又は児童指導員等として勤務したことがないこと。
  - (4) 過去にこの要綱による一時金の交付を受けていないこと。ただし、前年度から 引き続き交付の対象となっている者を除く。

(交付要件)

第4条 市長は、交付対象者の対象職員が当該年度末において新規放課後等デイサービスに専従する常勤の児童発達支援管理責任者又は常勤の児童指導員等として勤務しており、かつ、翌年度も同一の新規放課後等デイサービス事業所で継続して勤務が見込まれる場合は、交付対象者に一時金を交付することができる。

(一時金の額)

- 第5条 一時金の額は、次の各号に掲げる職種に応じ、当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 児童発達支援管理責任者 当該年度における勤務月数(勤務が1か月に満たない月を除く。)に、2万円を乗じた額
  - (2) 児童指導員等 当該年度における勤務月数(勤務が1か月に満たない月を除く。) に、1万円を乗じた額

- 2 対象職員が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示122号)別表第3の1のイ又はハを主に算定する新規指定放課後等デイサービス事業所に勤務する場合は、採用後12か月間に限り、前項に規定する額に、当該年度における勤務月数(勤務が1か月に満たない月を除く。)に1万円を乗じた額を加算するものとする。
- 3 市長は、毎年度予算の範囲内で、対象職員が新たに勤務を開始した日が月の初日 であるときは当該月から、それ以外の日であるときは翌月から最大3年間、交付対 象者に一時金を交付することができる。

(交付申請)

- 第6条 一時金の交付を受けようとする交付対象者は、姫路市放課後等デイサービス 人材確保一時金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、前条第1項各号に定める職種に応じて次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前年度に引き続き一時金の交付の対象となる対象職員については、第2号の書類の添付を省略することができるものとする。
  - (1) 次の職種に応じた資格又は研修の受講を証明するもの
    - ア 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者の研修修了証の写し及び児童発達支援管理責任者の 実務経験証明書の写し

イ 児童指導員

基準第43条に規定する児童指導員の資格証明を証明する書類の写し

ウ保育士

保育士証の写し

- (2) 経歴書(様式第2号)
- (3) 雇用証明書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定による提出は、毎年度5月31日(同日以降に新たに勤務を開始した対象職員について一時金の交付を受けようとする場合にあっては、当該対象職員が勤務を開始した日の属する月の末日)までに、市長に提出しなければならない。

ただし、提出を行わなかったことについて特別な事情があると市長が認める場合は、 この限りでない。

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項の規定により書類が提出されたときは、当該書類の審査を行い、一時金の交付の可否及び交付する場合にあっては交付する額を決定し、その結果を姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付可否決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、一時金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合において、 必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の変更)

- 第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。) は、対象職員の退職、雇用契約内容の変更等により交付決定の内容に変更が生じる ときは、速やかに姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金変更交付申請書(様 式第5号)に、変更の理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、当該申請書の審査を行い、 交付決定額の変更の可否及び変更する場合にあっては変更後の額を決定し、その結果を姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付決定変更通知書(様式第6号) により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者は、交付決定を受けた年度の3月31日付で、姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金実績報告書(様式第7号)を作成し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
- (1) 社内規程、就業規則、給与規程その他一時金の支給に係る規定を確認することができるもの
- (2) 当該年度における対象職員の給与明細書又は給与台帳等の写し (請求及び交付)

- 第10条 一時金の支払を受けようとする交付決定者は、前条第1項に規定する実績報告書を添えて、市長が指定する期限までに、姫路市放課後等デイサービス人材確保請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その一時金の交付が適当と認めるときは、速やかに一時金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当 該決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により一時金の交付を受けたとき。
  - (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定者に通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し既に一時金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第13条 市長は、一時金の交付に関し必要があると認めるときは、交付対象者等に 対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿の備付け)

第14条 交付決定者は、当該事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、一時金の交付に関し必要な事項は、市長が 定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月5日から施行する。

# 様式第1号(第6条関係)

## 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住所 事業者名 代表者職・氏名 本件責任者及び担当者 氏名 連絡先

\_\_\_\_\_年度放課後等デイサービス人材確保として、姫路市放課後等デイサービス 人材確保事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付申請します。

1	就労する放課後等デ イサービス事業所の 名称	
2	交付申請額合計	円
	対象職員氏名	
	就職年月日	年 月 日
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
3	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
	前職の有無	□有(退職日 年 月 日)・□無
	交付申請額	円       内訳 2万円 ×月 =万円       1万円 ×月 =万円(医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)

	対象職員氏名	
	就職年月日	年 月 日
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
4	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
	   前職の有無 	□ 有(退職日 年 月 日)・□無
	交付申請額	円         内訳 2万円 × 月 = 万円         1万円 × 月 = 万円 (医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)
	対象職員氏名	
	就職年月日	年 月 日
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
5	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
	前職の有無	□ 有(退職日 年 月 日)・□無
	交付申請額	円       内訳 2万円 ×月 =万円       1万円 ×月 =万円(医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)
6	対象職員氏名	
	就職年月日	年 月 日
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員

		□ 保育士
	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
	前職の有無	□ 有(退職日 年 月 日)・□無
	交付申請額	円         内訳 2万円 ×月 =万円         1万円 ×月 =万円(医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)
	対象職員氏名	
	就職年月日	年 月 日
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
7	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
	前職の有無	□ 有(退職日 年 月 日)・□無
	交付申請額	円       内訳 2万円 ×月 =万円       1万円 ×月 =万円(医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)

## 添付書類

(1) 次の職種に応じた資格又は研修の受講を証明するもの

ア 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者の研修修了証の写し及び児童発達支援管理責任 者の実務経験証明書の写し

イ 児童指導員

基準第43条に規定する児童指導員の資格証明を証明する書類の写し

ウ 保育士 保育士証の写し

- (2) 経歴書 (様式第2号)
- (3) 雇用証明書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

# 経 歴 書

sp がな 氏 名										
生年月日		年	月	月						
住 所	₹					電話番	号			
上記以外の 連 絡 先	〒					連絡先	電話番号			
		勤務先・所属部署	圏の名称		職務内容	;	在職期間	• 雇用开	<b></b>	
	現					结	三 月	日~	-	
職歷	在					□正規	□非正規	年(月	月時間)	日
	そ					左	三 月	日~		
最終職歴から順に過去1	の							年	月	日
年間について上から順に記入してください。	前					□正規	□非正規	(月	時間)	
に入してくたさい。 ※勤務歴がある場合は、	そ					左	三 月	日~		
別に指定する書類を提出	の							年	月	日
してください。	前					□正規	□非正規	(月	時間)	
	そ					左	手 月	日~		
	の							年	月	日
	前					□正規	□非正規	(月	時間)	
職種 (該当に☑)		] 児童発達支援 ] 児童指導員 ] 保育士	管理責任者	Ž						

この経歴書の記載事項について、事実に相違ありません。

年 月 月	氏名(自署)	

### 雇用証明書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

 事業所名

 設置者
 所在地

 名 称

 代表者名

 電話番号(担当者)
 (担当: )

雇用者の就労内容について、下記のとおり証明します。

就労者氏名		生年月日	年	月	日
就労者住所					
採用年月日	年 月	日			
職種	□ 児童発達支援管理責 □ 児童指導員 □ 保育士	f任者			
勤務場所	(事業所名) (所在地)				
雇用契約期間	年 月 日 更新の有無( [			日まで )	
勤務形態	□ 正規職員(常勤・専 1日当たり 1月当たり	時間勤務 1		_日勤務	)

### 様式第4号(第7条関係)

姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付可否決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

姫路市長

姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金の交付について次のとおり決定したので、姫路市放課後等デイサービス人材確保事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

申請年月日	
交付年度	年度
審査結果	承認 · 不承認
却下の理由	
交付決定金額	円       内訳 2万円 × 月 × 名= 万円       1万円 × 月 × 名= 万円       (医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放
	課後等デイサービス事業所の場合)

#### 交付条件

- (1) 交付決定者は、交付申請書の記載内容に変更が生じた場合(例 退職等)には、速やかに姫路市に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) その他

交付に係る指示事項

姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金変更交付申請書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住所 事業者名 代表者職・氏名 本件責任者及び担当者 氏名

連絡先

年 月 日付 指令 第 号で交付決定のあった 年度姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金について、姫路市放課後等デイサービス人材確保事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり変更交付申請します。

1	放課後等デイサービ	
	ス事業所の名称	
2	交付決定金額	円
3	変更後の交付決定額	円         内訳 2万円 ×月 × 名 =万円         1万円 ×月 × 名 =万円(医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)
4	変更事項	対象職員氏名( □ 就労形態の変更( 1か月 時間) □ 退職(退職日 年 月 日) 転職(転職日 年 月 日) (施設名 ) □ 休職中( 産休 ・ 育休 ・ 病休 ) 休職予定期間( 年 月 日から 年 月 日)
5	変更理由	<ul><li>□ 対象職員の自己都合による</li><li>□ 雇用主都合による</li><li>□ その他( )</li></ul>

### 様式第6号(第8条関係)

姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付決定変更通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

## 姫路市長

姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金の交付について次のとおり決定したので、姫路市放課後等デイサービス人材確保事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

	円
	内訳 2万円 × 月 × 名 = 万円
変更後の交付決定額	1万円 × 月 × 名 = 万円(医療
	的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした
	放課後等デイサービス事業所の場合)

#### 交付条件

- (1) 交付決定者は、交付申請書の記載内容に変更が生じた場合(例 退職等)には、速やかに姫路市に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) その他

交付に係る指示事項

### 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金実績報告書

(宛先) 姫路市長

申請者 住所 事業者名 代表者職・氏名

本件責任者及び担当者 氏名 連絡先

年 月 日付け 指令第 号にて交付決定を受けた姫路市 放課後等デイサービス人材確保一時金について、姫路市放課後等デイサービス人材 確保事業実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1	就労する放課後等デ イサービス事業所の 名称	
2	交付決定額総額	
	対象職員氏名	
	雇用契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
3	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
כ	年度内在職期間 ※除外月(育休・有給休職期間等、 1か月に満たない勤務開始月等)	年 月 日 から 年 月 日まで ( か月) (除外月数 か月、事由 )
	交付決定額	円         内訳 2万円 × 月 = 万円         1万円 × 月 = 万円 (医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)

	誓約書	来年度以降も現在就労中の放課後等デイサービス事業所で継続して勤務します。 対象職員氏名 <u>(自署)</u>
	対象職員氏名	
	雇用契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
4	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
	年度内在職期間 ※除外月(育休·有給休職期間等、 1か月に満たない勤務開始月等)	年 月 日 から 年 月 日まで ( か月) □ (除外月数 か月、事由 )
	交付決定額	円       内訳 2万円 ×月 =万円       1万円 ×月 =万円(医療的ケア区分 又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイ サービス事業所の場合)
	誓約書	来年度以降も現在就労中の放課後等デイサービス事業所で継続して勤務します。 対象職員氏名 <u>(自署)</u>
	対象職員氏名	
5	雇用契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
	年度内在職期間 ※除外月(育休・有給休職期間等、 1か月に満たない勤務開始月等)	年 月 日 から 年 月 日まで ( か月) □ (除外月数 か月、事由 )

	交付決定額	円       内訳 2万円 ×月 =
	誓約書	継続して勤務します。 対象職員氏名 <u>(自署)</u>
	対象職員氏名	
	雇用契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間
6	年度内在職期間 ※除外月(育休・有給休職期間等、 1か月に満たない勤務開始月等)	年 月 日 から 年 月 日まで ( か月) □ (除外月数 か月、事由 )
	交付決定額	円         内訳 2万円 ×月 =万円         1万円 ×月 =万円(医療的ケア区分又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイサービス事業所の場合)
	誓約書	来年度以降も現在就労中の放課後等デイサービス事業所で継続して勤務します。 対象職員氏名 <u>(自署)</u>
	対象職員氏名	
7	雇用契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで
	職種	□ 児童発達支援管理責任者 □ 児童指導員 □ 保育士
	就労形態	□ 常勤・専従 1月当たりの勤務時間時間

	年度内在職期間 ※除外月(育休・有給休職期間等、 1か月に満たない勤務開始月等)	年 月 日 から 年 月 日まで ( か月) □ (除外月数 か月、事由 )
	交付決定額	円       内訳 2万円 ×月 =万円       1万円 ×月 =万円(医療的ケア区分 又は重症心身障害児を主に対象とした放課後等デイ サービス事業所の場合)
	誓約書	来年度以降も現在就労中の放課後等デイサービス事業所で継続して勤務します。 対象職員氏名 <u>(自署)</u>

#### 様式第8号(第10条関係)

#### 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金請求書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

請求者 住所 事業者名 代表者職・氏名

本件責任者及び担当者 氏名 連絡先

\_\_\_\_\_年度姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金について、姫路市放課後等デイサービス人材確保事業実施要綱第10条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額
   金
   円

   2 一時金(変更)交付決定額
   円
- 3 振込先(請求者本人が口座名義人のものに限る)

#### 添付書類

- (1) 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金実績報告書
- (2) 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付可否決定通知書の写し
- (3) 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付決定変更通知書による通知を受けた場合は、当該通知書の写し